

4. 公共料金等の割引



(1) NHK 放送受信料の免除

全 額 免 除 【障がい者の方を世帯構成員に有する場合】	半 額 免 除 【障がい者の方が世帯主で契約者の場合】	申請に必要なもの
① 身体障がい者手帳を持っている人のいる世帯が町民税非課税世帯 ② 療育手帳を持っている人のいる世帯が町民税非課税世帯 ③ 精神障がい者保健福祉手帳を持っている人のいる世帯が町民税非課税世帯	① 身体障がい者手帳の1級又は2級を持っている方が世帯主 ② 療育手帳のA, A1, A2を持っている方が世帯主 ③ 精神障がい者保健福祉手帳の1級を持っている方が世帯主視覚・聴覚障がいにより、身体障がい者手帳を持っている方が世帯主	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・印鑑

(2) 有料道路通行料金の割引



割引対象

■本人運転・・・身体障がい者手帳所有者が、本人又は生計を一つにする人の所有する乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、二輪自動車を自ら運転する場合（営業用は除く）

■介護人運転・・・重度の身体障がい者（第1種）又は重度の知的障がい者（療育手帳A）が乗車し、本人又は生計を一つにする人又は日常的に介護している人の所有する乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、二輪自動車を本人の移動のために介護者が運転する場合（営業用は除く）

□貨物自動車・・・軽トラックは除く。（後部座席が設置され、定員が4人以上10人以下のもの）

□特殊用途自動車・・・「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送用又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。

□二輪自動車・・・総排気量125ccを越えるもの。

※自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合でも、要件を満たす自動車が割引の対象となります。

割引率 50%

申請に必要なもの

①身体障がい者手帳又は療育手帳

②自動車検査証

③運転免許証（本人運転のみ）

※ETCを利用する場合は④、⑤も必要です。

④ETCカード（本人名義）

⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ申込書・証明書等）

自動車登録番号及び割引有効期限を記載したシールを手帳に貼付します。

<手帳への記載イメージ>

道路 鹿児島〇〇〇ーふー〇〇〇〇

介護 〇年〇月〇日まで

※介護人運転の場合、「介護」と記載がなければ本割引は適用されません。

(3) 航空運賃の割引



国内航空会社の国内定期路線の普通大人片道運賃が割引になります。

区 分	対象者	備考
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	本人及び介護人 1 名	料金等は各航空会社にお問い合わせください

※ 12 歳未満は割引されません。

(4) JR の旅客運賃割引



JR の経営する鉄道、航路及び自動車並びに JR との間に連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車船する場合に適用されます。

区 分	本人と介護人が乗車する場合	本人のみが乗車する場合
割引対象者	第 1 種身体・知的・精神障がい者 及び介護人	第 1 種・第 2 種身体・知的障がい者・ 精神障害者
普通乗車券	5 割引	片道 100 キロメートルをこえるとき 5 割引
定期乗車券	5 割引	
回数乗車券	5 割引	
急行券	5 割引	

※ 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を提示してください。

※ 詳細は、JR 乗車券販売窓口までおたずねください。

(5) バス運賃の割引



区 分	対象者	内容
第 1 種身体・知的・精神障がい者	本人及び介護人 1 名	普通運賃について 5 割引
第 2 種身体・知的・精神障がい者	本人	定期券について 3 割引
12 歳未満の第 2 種身体・知的障がい者	本人及び介護人 1 名	定期券について 3 割引

※ 身体障がい者手帳、療育手帳を提示してください。

※ 詳細は、各会社の乗車券販売窓口までおたずねください。

※ 割引の取扱いについては、各会社によって異なることもあります。

(6) タクシー運賃の割引



身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシーを利用される場合には、1 割引を受けることができます場合があります。

※ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

※ 詳細は、各タクシー会社におたずねください。

(7) 鹿児島空港県営駐車場の割引

鹿児島空港県営駐車場では、身体障がい者手帳、療育手帳等をお持ちの方が駐車場を利用された場合には料金が5割引きになります。

※ 対象となる手帳は、身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、被爆者健康の各手帳

です。

※ 料金精算の際、手帳を提示してください。



(8) 携帯電話等の割引

各電話会社では、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方を対象に、携帯電話等の料金割引サービスを行っています。

※ 詳細については、各電話会社の取扱店におたずねください。



(9) 旅客船運賃の割引

身体障がい者手帳又は療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を窓口に提示してください。

対象者	割引率	適用範囲・割引対象	人	車	備 考
・第一種身体障がい者 ・知的障がい者『A』 ・精神障がい者 1 級	5割	本人と介護人 1 名の旅客運賃。 本人乗車の6m未満の車。 【介護者とは当社が介護能力があると認めた者。(中学生以上の者)】	○	○	フェリーさん ふらわあ
・第二種身体障がい者 ・知的障がい者『B』 ・精神障がい者 2 級, 3 級	5割	本人の旅客運賃	○	×	
・第一種身体障がい者 ・知的障がい者『A』 ・精神障がい者 1 級 (※桜島フェリーのみ)	5割	本人と介護人 1 名の旅客運賃。	○	×	桜島フェリー 鴨池・垂水フェリー ※事業所ごとに割引対象者が異なりますので、詳細は販売窓口へお問い合わせください。
・第二種身体障がい者 ・知的障がい者『B』 ・精神障がい者 2 級・3 級 (※桜島フェリーのみ)	5割	本人の旅客運賃	○	×	